

霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の11.6」を「100分の10.0」に改める。

第5条中「22,400円」を「19,900円」に改める。

第5条の2第1号中「23,000円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「11,500円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「17,250円」を「16,200円」に改める。

第6条中「100分の3.4」を「100分の3.3」に改める。

第7条中「7,400円」を「7,500円」に改める。

第7条の2第1号中「6,400円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の2.6」を「100分の2.8」に改める。

第9条の2中「9,400円」を「9,000円」に改める。

第9条の3中「5,700円」を「5,300円」に改める。

第23条第1号ア中「15,680円」を「13,930円」に改め、同号イ（ア）中「16,100円」を「15,120円」に改め、同号イ（イ）中「8,050円」を「7,560円」に改め、同号イ（ウ）中「12,075円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「5,180円」を「5,250円」に改め、同号エ（ア）中「4,480円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「2,240円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「3,360円」を「4,200円」に改め、同号オ中「6,580円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,990円」を「3,710円」に改め、同条第2号ア中「11,200円」を「9,950円」に改め、同号イ（ア）中「11,500円」を「10,800円」に改め、同号イ（イ）「5,750円」を「5,400円」

に改め、同号イ（ウ）中「8,625円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,200円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「3,000円」に改め、同号オ中「4,700円」を「4,500円」に改め、同号カ中「2,850円」を「2,650円」に改め、同条第3号ア中「4,480円」を「3,980円」に改め、同号イ（ア）中「4,600円」を「4,320円」に改め、同号イ（イ）中「2,300円」を「2,160円」に改め、同号イ（ウ）中「3,450円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,480円」を「1,500円」に改め、同号エ（ア）中「1,280円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,880円」を「1,800円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,060円」に改める。

附則第19項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第19項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険財政運営の責任主体である県が示した令和3年度に本市が負担すべき国民健康保険事業費納付金の額を踏まえ、本市における国民健康保険税に係る税率等を改定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。